

第三の財務表としてのキャッシュ・フロー計算書

—— 直接法と間接法をめぐる内部矛盾 ——

Statement of Cash Flows as The Third Financial Statement: Internal Contradiction Involving The Direct and Indirect Methods

永 田 靖
Yasushi Nagata

要 約

本稿では財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下, FASB と記す) が1986年7月に公表した「公開草案」をもとに, キャッシュ・フロー計算書のうち, 特に営業活動によるキャッシュ・フローの報告に焦点をあてることによって, 直接法と間接法についての検討を試みたい。このことは, 直接法および間接法の意味内容の検討に基づき, 本来代替的な方法ではないこれらの二つの方法の選択を会計報告書の作成者に委ねているということに「公開草案」自体の重大な問題点が潜んでいることを指摘したいと考える。つまり, 本稿ではこの問題点を念頭に置きつつ, 焦点を直接法と間接法に絞り, 以下のような検討を行いたいと考える。

- (1) 直接法および間接法の意味, およびそれぞれの方法によって作成されるキャッシュ・フロー計算書の内容について検討を行う。
- (2) 「公開草案」と「SFAS95」の内容を比較検討し, その共通点および問題点を明確化することにより, キャッシュ・フローの報告に関する「SFAS95」の基本理念を探る。
- (3) 直接法および間接法の選択に関して, 「SFAS95」がいかなる要請をしているか明確にし, (2)で取り上げた基本理念との関連性を検討する。

キーワード: FASB, SFAS95, 総合化思考, 補完的役割, 代替的役割

1. キャッシュ・フロー計算書の役割

FASBの公表したSFAS95によれば, キャッシュ・フロー計算書の目的は, 一期間に提供あるいは使用された正味の現金および現金等価物を, 期首と期末の現金および現金等価物と照合する方法で報告することとしている。

そして, キャッシュ・フロー計算書の特質は, 投資者, 債権者およびその他の利用者に対して有用なキャッシュ・フロー情報を提供することを目的とし, 資金概念を現金および現金等価物と明確に規定した。これにより, 資金概念の統一化が図られ, 比較可能性が高まることとなった。現金収支項目は, 営業活動に伴う収支, 投資活動に伴う収支および財務活動に伴う収支の三区分にされた。また, 分類の困難な項目に対しては, ある範囲内まで代替的方法を容認し, 特定の分類方法の選択的適用を設けている。そして, 営業活動から得られた資金を示す方法は, 直接法による開示を推奨

しているが, 間接法による開示も認めている。

また, キャッシュ・フロー計算書の作成方法の選択は, 企業の判断に委ねられている。そして, 直接法では, 現金収入の源泉と現金支出の目的が明らかにされるため, 将来の営業活動に伴うキャッシュ・フローの予測に役立つことになる。また, 当該キャッシュ・フロー情報は, 債務返済能力, 営業活動への再投資および出資者への配分を予測するうえで役立つことになる。

これに対して間接法は, SFAS95によれば, 純利益と営業活動に伴うキャッシュ・フローとの差異を明らかにするという点で優れている。これは将来のキャッシュ・フローを予測する際に, この差異と将来の利益の見積値が当事者および債権者に役立つためである。また, この差異は非現金項目の測定や認識の方法が企業間でどれほど相違しているかを明らかにする際に役立つことになる。

また, わが国のキャッシュ・フロー計算書の現

状を見ると間接法による作成・開示が占めており、アメリカでの実情と同様の呈を示している。この状況は次のことに要因があるだろう。それは、間接法は、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書、貸借対照表との間の有用な連結環を提供し、財務諸表の利用者は、間接法に慣れており、間接法の作成コストは一般的にあまりかからないことが挙げられる。こうした根拠により、間接法により作成されたキャッシュ・フロー計算書が多数を占めているものと思われる。しかし、直接法と間接法による表示は、それぞれ異なる有用性があり、単純にその優劣を論じることはできないことは確かである。

2. 会計上のデータベースと財務諸表

キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表や損益計算書といった既存の財務諸表と同様に、会計言語システムのサブシステムとしての会計測定システムを通じて作成される会計報告書である¹⁾。したがって、キャッシュ・フロー計算書を検討するにおいては、会計測定システムの特徴を十分に考慮しなければならない。特に、財務諸表がどのような会計データに基づいて作成され、そのデータがいかなる意味内容をもつものであるのか、ということを理解していなければならないだろう。

2-1. 会計測定プロセス

会計言語システムのサブシステムとしての会計測定システムは、①会計測定者、いわゆる企業の会計担当者等が、②その認識対象、つまり企業の経済事象ないし取引を、③会計記号である価値の財務諸表に写し出すまでのプロセスに相当し、これらの三つの要素から構成されるシステムなのである。これら三つの構成要素は、相互に関連性を有しており、②と③の構成要素は①の構成要素を介して結び付けられている。つまり、企業の経済事象は会計測定者の思考活動を介して初めて会計記号に写し出されると考えられる。したがって、財務諸表上の会計記号が直接的に指示するのは、

企業の経済事象それ自体ではなく、それに対する会計測定者の思考内容にほかならないということができよう。そのため、財務諸表上の会計記号の意味内容を理解するためには、①の会計測定者の思考という構成要素に焦点を当てて検証しなければならないと考える²⁾。

このように、企業の経済事象は、会計測定者の思考を介して最終的には各種の財務諸表という会計記号の集合体に写し出される。しかし、個々の経済事象である日々の取引が、ただちに財務諸表の形で記号化されるというものではない。個々の経済事象は、一旦複式の勘定記録として蓄積される。そして、決算期末において、蓄積された複式の勘定記録に基づいて財務諸表が作成されるのである。したがって、会計測定システムを、①期中における複式の勘定記録の蓄積、②複式の勘定記録に基づく各種の財務諸表の作成、という二つの段階に分けて考えることができよう。

複式の勘定記録とは、企業において生じる個々の経済事象がいわゆる「貸借平均記入原則」にしたがって借方と貸方に二重に記帳された一組の会計記号を意味するものである。この一組の会計記号は、期中において取引の発生のとど次々に蓄積され、財務諸表を作成する際のデータとなる。その意味において、複式の勘定記録は会計上の基礎データであると考えられる。

上述したように、会計記号は直接的には会計測定者の思考内容を指示している。そして、複式の勘定記録は、分類的複式思考という会計測定者固有の思考様式に基づいて得られた思考内容を指示しているといわれている³⁾。

2-2. 会計測定者の思考様式

ここでいうところの分類的複式思考とは、同一の対象である企業の経済事象を、二側面的に認識するという思考様式を意味するものである。この分類的複式思考に基づいた会計測定者の思考内容をまとめると次のようになるだろう。

会計測定者ははじめに、企業の経済事象である

1) 現行の企業会計では、複式簿記の機構に支えられた一種の言語システムである会計言語システムとして捉えられ、①会計測定システム、②会計伝達システム、③会計監査システムという三つのサブシステムから構成されていると考えられている。(杉本 (1981) pp.28-32, 杉本 (1984) pp.30-32.)

2) 意味論的考察とは、会計測定者の思考内容に着目し、記号とその指示対象との関係を明らかにすることを意味する。

3) 会計測定者の思考様式として、分類的思考を想定し、会計測定システムの解明を試みているものとして、佐藤 (1986) の見解を参照している。

経済財の運動のなかに価値の流れを見だし資金の流れである資金フローとして捉える⁴⁾。そして、資金の二側面、つまり資金源泉の側面である資金の調達面、および資金形態の側面である資金の運用面に着目することになる。そして、資金源泉および資金形態を特定化し、そこで知覚された内容が記号化されることになる。したがって、個々の取引の記録は、複式の勘定記録として現れ、一方が資金の源泉面を指示し、他方が資金形態面を指示することになる。また、同一の資金フローである資金の流入ないし流出を貨幣単位の尺度として測定するために、複式の勘定記録における借方の数値と貸方の数値は一致するのである。

この複式の勘定記録を蓄積していく段階は、具体的にいうならば、仕訳および総勘定元帳への転記という会計プロセスに相当する。仕訳帳においては、複式の勘定記録という会計データである会計記号が、歴史的つまり時系列的に記される。これに対して、総勘定元帳は、仕訳上に記載されている会計データを勘定科目別にグルーピングし、一定の記帳法則に基づいて会計的に蓄積したものであるだろう。つまり、総勘定元帳は会計データの蓄積構造または検索構造を有しているのである。また、財務諸表は基本的にこの総勘定元帳に記載されている会計データに基づいて作成される。したがって、総勘定元帳は会計上のデータベースとして機能していると理解されることになる⁵⁾。

会計上のデータベースは、多数の勘定口座から構成されているが、それらは資金源泉面を指示する会計記号を集約したものと、資金形態面を指示する会計記号を集約したものとに分類できる。また、そこに指示されている数値記号は、個々の資金フローの総額を示している。したがって、会計上のデータベースには、会計測定者が分類的複式思考に基づいて企業の経済事象を認識して得られた思考内容が整備された形で蓄積されているとすることができるだろう。

2-3. 会計データ編集による財務諸表

貸借対照表や損益計算書という財務諸表は、こ

の会計上のデータベースに基づいて作成される。つまり、これらの財務諸表は、会計上のデータベースに蓄積されている基礎的会計データのなかから必要とされるものを抽出し、一定の編集を施すことによって作成されるのである。したがって、決算期末において財務諸表を作成する段階は、基礎的会計データの編集段階であるといえることができるだろう。

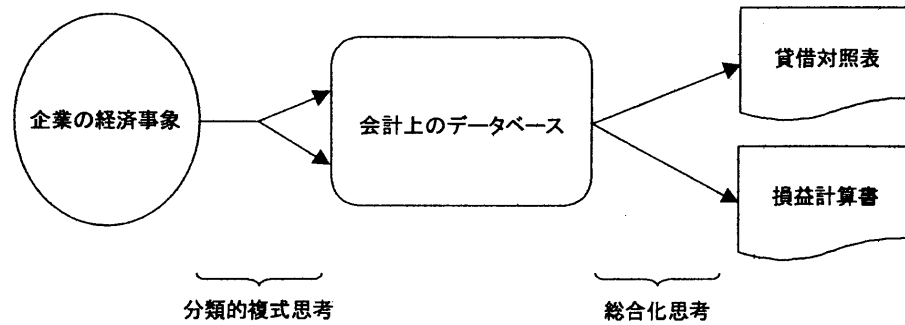
この基礎的会計データの編集は、会計測定者の有する各種の目的意識または会計情報利用者の情報要求に基づいて行われる。そしてここでは、主要な財務諸表であるところの貸借対照表および損益計算書を作成する際の会計データの編集の仕方を簡単にみてみたい。

貸借対照表は、いわゆる「財政状態表示目的」にしたがって、基礎的会計データを抽出および編集することによって作成されるのである。貸借対照表を作成するにあたって必要とされる会計データというものは、一定時点である決算期末における資金のストックに関するデータといえるだろう。したがって、それは、資金の調達面と運用面の各項目に関する有高データにほかならない。しかし、会計上のデータベースに蓄積されている会計データは、基本的には資金フローに関するものである。そのため、貸借対照表を作成するにあたっては、各項目に関して資金の流入額と流出額の差額が算出されなければならない。そして、このような手続を経て得られた会計データが、貸借対照表として一覧表示されることになる。

これに対し損益計算書は、いわゆる「経営成績表示目的」にしたがって、基礎的会計データを抽出および編集することによって作成される。損益計算書を作成する際に必要とされる会計データについては、貸借対照表の場合とは異なり、一会計期間における資金フローに関するデータである。また具体的にいうならば、それは資金の調達面の一部を構成する収益および費用に関する会計データにほかならないのである。したがって、損益計算書は資金フローに関する会計データを、会計上のデータベースからそのまま抽出することによって作成されるものであるといえる。ただし、損益計算書に提示されるのは、会計上のデータベースに蓄積されている会計データのごく一部にすぎないのである。

4) 佐藤 (1986) pp.65-67.

5) データベースは、基礎的なデータが高度に構造化されて、蓄積されたものであるとして、これを基本的理解として、データベースという用語を用いることとした。



図表6-1 会計上のデータベースと財務諸表 I

このように、会計上のデータベースから必要とされる会計データを抽出および編集して、各種の財務諸表を作成する段階における会計測定者の思考を、総合化思考と呼ぶことができる⁶⁾。しかし、このことはこの会計測定者の総合化思考に関しては、あくまでも先に述べた分類的複式思考に基づくものである。つまり、会計測定者の総合化思考によって会計データは編集、グルーピング、並び換え等がなされるが、個々の会計記号の意味内容は、会計測定者の分類的複式思考によって規定されたままであり、何ら変わらないのである。

上述してきた内容を簡略化して示せば図表6-1のようになるだろう。この図表からも明らかなように、貸借対照表や損益計算書という既存の財務諸表は、いずれも会計上のデータベースから直接的に必要な会計データを抽出することによって作成されることになる。このことは、会計上のデータベースに直接的に接し得るものである会計測定者のみがこれらの財務諸表を作成し得るということの意味するのである。

以上のような検討を踏まえたうえで、以下においてはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの区分に焦点を当てて検討してみたい。

3. 直接法と間接法の問題

直接法と間接法に関する「公開草案」の説明⁷⁾と、「SFAS95」の説明⁸⁾は、表現上の違いはあるものの、内容的には異なるものとはいえない。したがって、「公開草案」をもとに、直接法および

間接法について「SFAS95」を検討していく際には、次のような議論の概要をもって行うことが良いと思われる。

- (1) 直接法および間接法は、キャッシュ・フロー計算書の異なった二つの作成方法である。
- (2) 直接法とは、会計上のデータベースから適宜必要とされる会計データを抽出し、これらに編集を施すことによってキャッシュ・フロー計算書を作成する方法である。
- (3) 間接法とは、既存の会計報告書である貸借対照表および損益計算書に提示されている会計データをもとに、キャッシュ・フロー計算書を作成する方法である。
- (4) 直接法によるキャッシュ・フロー計算書のみが既存の会計報告書に示されていない新たな会計情報を提供する。

3-1. FASB における作成概念

直接法ないし間接法のいずれかの方法を適用するかによっては、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、表示形式が全く異なったものとなっている⁹⁾。これは、直接法および間接法は、キャッシュ・フロー計算書の全区分に関わるものであるが、これらの適用に関する問題は、「SFAS95」においては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に限定されている。そのため、ここでは主として当該区分に焦点をあてて議論を展開することとしたい。しかし、そのことと関連して、以下本章にお

6) [佐藤 靖 1988] pp.197-204を参照されたい。

7) FASB 1987, par.15, 16, 79.

8) *ibid.*, par.27, 28, 130, 132 を参照されたい。

9) 直接法と間接法は、キャッシュ・フロー計算書の全区分に関するものである。しかし、これらの適用に関する問題は、「SFAS95」においては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に限定されているのである。そのため、本論文では、当該区分に焦点をあてることとしたい。

いては、特に断のない限りキャッシュ・フロー計算書という用語は当該計算書の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分を指すものとして用いることとしたい。

直接法および間接法に関する議論は、往々にして、キャッシュ・フロー計算書の表示形式論に終始しがちになっている。しかし、直接法および間接法は、決してキャッシュ・フロー計算書の表示方法を意味するものではないのである。これらの方法はキャッシュ・フロー計算書の作成方法にほかならず、表示形式の違いは作成方法の違いから必然的に生じるものなのである。

3-2. 直接法によるキャッシュ・フローの報告

上述したように、『公開草案』では、キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの報告に関しては、二通りの方法が定義されている。そのうちの一つである直接法については、SFAS95において、次のように説明されている。

「営業活動によるキャッシュ・フローを作成するにあたり、キャッシュ・フロー計算書は、主な営業上の現金収入、たとえば得意先から払い込まれた現金、利息や配当として受け取られた現金など、および現金支出、たとえば、財貨および用益に対して仕入先に支払われた現金、用益に対して従業員に支払われた現金、利息として債権者に支払われた現金、税金として政府に支払われた現金など、ならびにそれらの差額すなわち営業活動に基づく正味キャッシュ・フロー額を直接的に表示することができる」¹⁰⁾

『公開草案』におけるこれらの記述から、直接法によって営業活動によるキャッシュ・フローの報告を行う場合の特徴を読み取ることができる。つまり、その特徴とは、直接法による報告では一会計期間におけるキャッシュ・フローである現金収入および現金支出が項目別に総額で表示され、最後にその差額が表示される、というものである。

前節で指摘したように、会計測定者は分類的複式思考という固有の思考様式に基づいて企業の経

済事象を認識している。つまり、会計測定者は企業の経済事象を資金の流れとして捉え、それを資金源泉面および資金形態面という二側面から把握するというものである。このようにして示された資金形態の一つが「現金」にほかならないのである。そこで「キャッシュ・フロー」を会計測定者の思考内容に則していうならば、それは資金形態が現金であるところの「資金フロー」であるといえるだろう。したがって、直接法による営業活動によるキャッシュ・フローの報告は、現金形態を有する資金フローに関する情報を提供するものであると解釈できると考えられる。

また、前文で引用した『公開草案』の本文中の説明から、営業活動によるキャッシュ・フローとは、営業上の収益および費用または税金に関わるキャッシュ・フローであり、当期の期間計算に関するものとは限らないということが理解できるだろう¹¹⁾。期中に生じたキャッシュ・フローが収益および費用または税金に関わるかどうかについては、資金の源泉面に着目することによって確認されることになると考えられる。図表6-3に示されている各項目である得意先からの現金収入、受取配当金等は、このキャッシュ・フローの源泉面を示していることになる。したがって、営業活動によるキャッシュ・フローを直接法によって報告する場合においては、資金形態が現金であるところの資金フローが源泉面から項目別に示されていると解される。

このように理解される直接法による報告を行う際には、必要とされる会計データに関しては上述した会計上のデータベースから直接的に抽出される。その会計データは次のような二つの特徴を備えているだろう。

- (1) 資金形態が現金であるところの資金フローを指示する。
- (2) 資金源泉が営業上の収益および費用または税金であるところの資金フローを指示する。

会計データに関するこれらの二つの特徴は、会計測定者が直接法によって営業活動によるキャッ

11) ここで述べている営業上の収益および費用に関しては、わが国の「企業会計原則」で規定されている営業利益の構成要素だけでなく、営業外の収益および費用という受取利息、支払利息等も含まれているのである。

10) FASB 1986, par.15.

シュ・フローを報告する際の、つまり、キャッシュ・フロー計算書の一部分を作成する際の会計データの抽出条件となっているのである。会計測定者は会計上のデータベースからこれら二つの条件を満たす会計データを抽出し、項目である資金源泉に関する諸項目別にグルーピングして一覧表示するということになる¹²⁾。会計測定者がこれら二つの条件を満たす会計データに着目するという事は、直接法による報告を行う際の会計測定者の総合化思考の特徴にほかならないと思われる。

つまり、「資金形態＝キャッシュ、資金源泉＝営業上の収益・費用等」という二つの条件というものを兼ね備えている会計データの事を指している。また、直接法により導出されるキャッシュ・フロー情報は「一会計期間における資金フローに関する総額情報であり、損益計算書に示される会計情報と同様のものであるが、上述した資金の2側面のうち資金源泉の側面だけに関する情報が損益計算書に示されるのである。一方キャッシュ・フロー計算書の直接法情報は、2側面の双方である資金形態と資金源泉を示すものであり、各経済事象に係わる純キャッシュが算出されるものである。

換言すれば、キャッシュ・フロー計算書の直接法情報（「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分については直接法を選択適用して作成されたキャッシュ・フロー計算書）は、会計上のデータベースから直接的にデータを抽出・編集することによりキャッシュ・フロー情報を作成する方法であり、貸借対照表や損益計算書に示される会計情報を再編集することにより作成される間接法情報とは異なり、既存の財務表にない会計情報を開示することが可能である計算書ということが出来る。当該計算書が貸借対照表や損益計算書と並ぶ第三の財務表となり得る可能性があるのは、直接法により作成されたキャッシュ・フロー計算書なのである。ここにキャッシュ・フロー計算書の直接法情報の有用性の根幹があると考えられる。

12) 「公開草案」における補足資料Bには、会計上のデータベース自体は示されていない。ここに示されているデータは、会計上のデータベースからキャッシュ・フロー計算書を作成する上で、必要とされる会計データを、あらかじめ抽出して列挙したものであると解釈される。

3-3. 間接法によるキャッシュ・フローの報告

次に、間接法による営業活動によるキャッシュ・フローの報告に関しては、『公開草案』の本部においては以下のように説明されている。

「同一の正味キャッシュ・フロー額は、過去に現金収支が生じているすべての繰延損益の金額、および将来において現金収支が生ずると期待されるすべての見越損益の金額を純利益から取り去ることにより間接的に報告され得る」¹³⁾

つまり、正味キャッシュ・フロー額は、純利益額を修正することによって報告され得るのである。具体的には、減価償却費 (depreciation) や無形固定資産償却 (amortization)、あるいは未収利息 (interest earned but not received) や未払利息 (interest expense incurred but not paid) のように現金収支を伴わない収益および費用の金額が当期の純利益から控除されることになる。また、受取勘定 (accounts receivables) などの項目の一会計期間における変動額も純利益を修正する際の対象となるのである¹⁴⁾。

この修正の過程を明記するのは、間接法による営業活動によるキャッシュ・フローの報告である。間接法による報告においては、冒頭に当期の純利益、続いて現金収支を伴わない税金を含む収益および費用が示され、最後に営業活動による正味キャッシュ・フローが示されている。すなわち、営業活動によるキャッシュ・フローが間接法によって報告される場合においては、純利益額を基にそれに修正を施して正味キャッシュ・フロー額が算出されるプロセスが明示されるのである。

周知のとおり、純利益額は収益額から費用額を控除することにより算出される。したがって、純利益額の修正を、収益額の修正と費用額の修正とに分けて検討することができるのである¹⁵⁾。

収益額の修正においては、具体的には次のような修正計算を意味する。

- (1) 当期の収益額から非現金収益の金額を減算する。
- (2) 当期の収益額に当期以外の収益に関わると認められる現金収入額を加算する。

13) FASB 1986, par.16.

14) *ibid.*, par.16.

15) FASB 1986, par.68.

(1)の修正については、資金源泉面から各種の収益として認識されたすべての資金フローである資金流入のうち、資金形態が現金であるという条件を満たす資金フローの金額を算定する手続きを意味する。ただし、その計算は、資金形態が現金ではない資金フローの金額を計算するという形をとっている。また、(2)の修正については、資金形態が現金であるところの当期の資金フローである資金流入のうち、当期以外の収益に関わると認められるものを抽出して、収益に加算する手続きにほかならない。このような当期の収益額に対する加減算は、営業活動からの正味キャッシュ・フローの報告であるキャッシュ・フロー計算書の一部においては、利益額への加減算の形で示されることになる。図表の具体例では、受取勘定の減少および未収利息の増加に関する修正計算として表示されている¹⁶⁾¹⁷⁾。

また、費用額の修正においては、具体的には次のような修正計算を意味することになる。

(3) 当期の費用額から非現金費用の金額を減算する。

(4) 当期の費用額に当期理解の費用に関わると認められる現金支出額を加算する。

(3)の修正については、資金源泉面からの各種の費用である税金を含むものとして認識されたすべての資金フローである資金流出のうち、資金形態が現金であるという条件を満たす資金フローの金額を算定する手続きを意味する。ただし、その計算は、資金形態が現金ではない資金フローの金額を減算するという形をとっていることになる。また、(4)の修正については、資金形態が現金であるところの当期の資金フローである資金流出のうち、当期以外の費用に関わると認められるものを抽出して費用に加算する手続きにほかならない。このことは計算上、費用への加算は利益からの減算に等しく、また、費用からの減算は利益への加算に等しい。したがって、営業活動によるキャッシュ・フローの報告においては、(3)および(4)の

修正は、それぞれ、利益への加算および利益からの減算の形で示される。図表の具体例においては、減価償却費および無形固定資産償却、繰延税金、棚卸資産の増加、支払勘定の増加、および未払利息の増加に関する修正計算として表示されることになる¹⁸⁾。

以上の(1)から(4)の修正計算においては、会計測定者の次のような思考内容を表しているといえるだろう。つまり、これは、「純利益を算定する際の計算要素としての会計データと営業活動に基づく正味キャッシュ・フローを算定する際の計算要素とを相互比較し、一致しない部分を見出す」という思考内容である。また、純利益額と正味キャッシュ・フロー額との間の差異に注目することこそが、間接法による報告を行う際の会計測定者の総合化思考の特徴にほかならないのである。

したがって、(1)から(4)の修正計算の対象とされる各項目については、純利益額と営業活動による正味キャッシュ・フロー額との間に差異を生じさせてしまう項目と理解できるだろう。そのため、間接法による報告は、純利益額と正味キャッシュ・フロー額との差異分析の結果に関する情報を提供するものなのである。

このように理解される間接法による報告を行う際に必要とされる会計データは、直接法の場合と同様に会計上のデータベースに蓄積されることになる。しかし、その会計データは、既存の財務諸表からも得ることができる。つまり、間接法による場合、前期末と当期末の二つの貸借対照表を比較することにより得られる会計データである比較貸借対照表から得られる会計データと、当期の損益計算書に定義されている会計データに基づいて報告がなされるのである。また、このことも間接法の大きな特徴の一つであると考えられる。

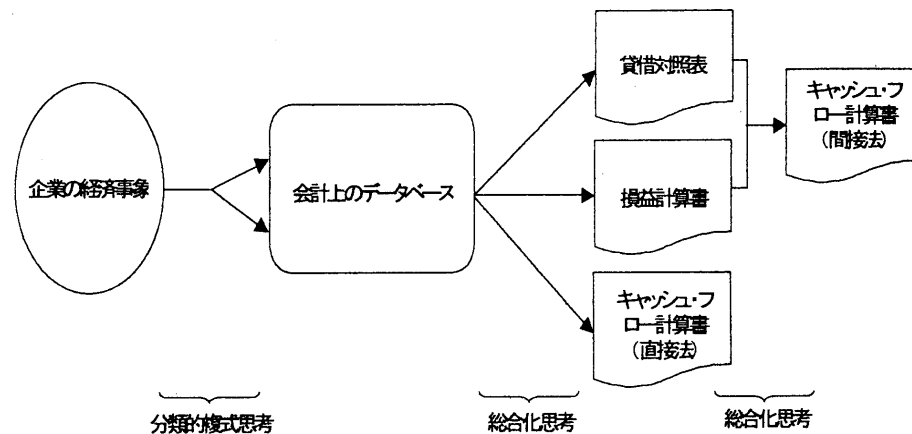
4. 直接法と間接法の比較検討

前節で示した具体例からも明らかなように、直接法および間接法のいずれの方法によっても、営

16) 固定資産売却益が利益から減算されているのは、この値が投資活動によるキャッシュ・フローの区分に属するためである。

17) 受取勘定の減少分は、収益に加算、つまり、利益に加算されている。しかし、この修正は棚卸資産および支払勘定の増減額の修正と合わせて表示されているのである。

18) 棚卸資産の増加分は費用に加算、つまり、利益から減算され、支払勘定の増加分は費用から減算、つまり、利益に加算されている。しかし、この修正は、受取勘定の減少額の修正と合わせて表示されることとなる。



図表6-5 会計上のデータベースと財務諸表 II

業活動による正味キャッシュ・フローの金額は報告されることになる。また、これら二つの方法によって算定された正味キャッシュ・フローの金額は一致する。しかし、これら二つの方法は代替的方法として理解されるものなのだろうか。

上述したように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、期中における営業上のキャッシュ・フローそれ自体を総額で表示しているのである。つまり、当該キャッシュ・フロー計算書は、資金形態が現金であり資金源泉が営業上の収益および費用であるところの資金フローを源泉面から表示しているのである。『公開草案』での表現にしたがって言い換えるならば、この計算書は、「どこから営業上の現金が流入し、いかに現金が用いられたか」¹⁹⁾を表示しているのである。

これに対して、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、純利益を営業活動に基づく正味キャッシュ・フローに修正する計算過程を表示している。つまり、当該キャッシュ・フロー計算書は、純利益と営業活動に基づく正味キャッシュ・フローとの間の差異分析表にほかならない。したがって、当該キャッシュ・フロー計算書は、「利益とそれに関連する現金収支との間に差異が生じる原因の評価」²⁰⁾には役立つことになるだろう。しかし、これは、キャッシュ・フローそれ自体を表示するものではないと思われる。

このように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書と、間接法によるキャッシュ・フロー計算

書はその内容を異にしているのである。したがって、これらは決して代替的な計算書ではないと考えられるだろう。さらにまた、これら二つの計算書は次に述べるように、会計測定システムにおける位置づけをも異にしているのである。

上述したように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、会計上のデータベースから直接的に必要な会計データを抽出し、それらを編集することによって作成されることになる。これに対し、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は会計上のデータベースから直接的に会計データを抽出しなくとも作成され得るのである。つまり、貸借対照表および損益計算書という既存の財務諸表から作成され得るということになるのである。これらのこととまとめると図表6-5のようになるだろう。

この図表6-5から、間接法によるキャッシュ・フロー計算書が、その他の財務諸表とはまったく異なった位置に置かれているということが理解できるだろう。つまり、このキャッシュ・フロー計算書のみが会計上のデータベースからではなく、他の財務諸表から作成され得るのである。このことは、会計上のデータベースに直接的にアクセスすることのできない外部の情報利用者にとっても、間接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成することができるということ意味している。

これに対して、直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、既存の財務諸表からは読み取ることのできないキャッシュ・フローそれ自体に関する情報を提示するものである。したがって、当該キャッシュ・フロー計算書は、外部の情報利用者に新たな情報を提示する会計報告書であることになる。

19) FASB 1986, par.70.

20) *ibid.*, par.5.

このような点を踏まえると、直接法および間接法は、単なる報告方法ではなく、むしろキャッシュ・フロー計算書の作成方法として解釈できるだろう²¹⁾。つまり、直接法とは、会計上のデータベースから直接的に会計データを抽出し編集することによってキャッシュ・フロー計算書を作成する方法であり、間接法とは、貸借対照表や損益計算書といった他の財務諸表からキャッシュ・フロー計算書を作成する方法であると理解されるのである。

また、このような解釈にしたがえば、これら二つの方法は、キャッシュ・フロー計算書の一区分である営業活動によるキャッシュ・フローの区分のみならず、全区分に関わるものとして捉えられるのである。つまり、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの区分も二通りに作成され得ると考えられる。

投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローに関し、『公開草案』においては、収入および支出はそれぞれ別個に表示されるべきであると記載されている²²⁾。つまり、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローに関しては、フローそれ自体を総額で表示すべきであると指摘されているのである。キャッシュ・フローの総額に関する情報は、会計上のデータベースから直接的に抽出しない限り、得ることはできない。したがって、『公開草案』においては、キャッシュ・フロー計算書の投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの区分の作成方法に関しては直接法を強制しているということがいえるのである。

また、『公開草案』は、次の引用からも明らかのように、基本的に総額によるキャッシュ・フローの報告を重視している。つまり、『公開草案』の基本的立場としては、直接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成することを支持していると解釈できるだろう²³⁾。

21) 「公開草案」において、直接法および間接法はキャッシュ・フロー計算書の報告方法として捉えられているが、このような考え方は「公開草案」に限られたものではないのである。

22) FASB 1986, par.19.

23) 「利益を営業活動に基づく正味キャッシュ・フローに修正する過程を記した報告書」をキャッシュ・フロー計算書とは、別個の会計報告書として作成・開示することが認められているのは、「公開草案」のこの基本的立場を反映し、立脚しているものと考えられる。

「一般的に言って、一期間における現金収支の総額に関する情報が重要である」²⁴⁾

「多くの場合において、現金収支の総額が報告されて初めてキャッシュ・フローに関する意味ある評価がなされ得る、と当審議会は判断する」²⁵⁾

『公開草案』においては、このような基本的な立場をとっているにも関わらず、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に関してのみ、その作成方法の選択を作成者に委ねている。確かに、間接法によって作成されるキャッシュ・フロー計算書は、利益と正味キャッシュ・フローとの差異分析表として役立つことはいうまでもない。しかし、上述したとおり、当該キャッシュ・フロー計算書に提示されている会計情報は、他の財務諸表からも得られるのである。つまり、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、なんら新たな会計情報を提供するものではないといわざるを得ないのである。

キャッシュ・フロー計算書を新たな財務諸表として開示することを要請するならば、それは、これまでの財務諸表にはない新たな情報を提示するものでなければならぬと考えられる。したがって、営業活動によるキャッシュ・フローの区分も直接法によって作成されるべきである、といえるのではないだろうか。

5. 「公開草案」における基本理念との比較

前節までの検討から明らかのように、キャッシュ・フロー計算書が直接法ないし間接法のいずれかの方法で作成されるかによって、当該計算書に掲示される会計情報の内容は異なってしまう。そして、この決定的な相違点は、期中における営業活動によるキャッシュ・フローの総額が種類別に示されるか、または純額のみが示されるか、ということになる。

このことから、直接法または間接法のいずれかの方でキャッシュ・フロー計算書を作成するかという問題と、キャッシュ・フローの総額情報に対する見方とは密接な関わりを持つということが明

24) FASB 1986, par.7.

25) *ibid.*, par.49.

確化した。ここで、「SFAS95」が、このキャッシュ・フローの総額情報をどのように捉えているかについて、その特徴を明らかにするために「公開草案」との比較において検討してみたい。

5-1. 「公開草案」と「SFAS95」の見解

「公開草案」および「SFAS95」のキャッシュ・フローの総額情報に対する見解については、それぞれ以下に示してみる。

「公開草案」においては、前述したように「一般的に、ある期間の現金収支の総額 (gross amounts) に関する情報は重要である。」と述べられている²⁶⁾。一方、「SFAS95」においては、「一般的に、ある期間の現金収支の総額に関する情報は、その純額 (net amounts) に関する情報よりも重要である」と述べられている²⁷⁾。

この引用文から、「公開草案」および「SFAS95」の双方共にキャッシュ・フローの総額情報を重視しているということがわかる。しかし、その重視の度合いは引用文からもわかるように、若干そのニュアンスは異なっている。このことに関して具体的に見てみると、「公開草案」では、キャッシュ・フローの総額情報の一般的な重要性を指摘しているということにすぎないのに対し、「SFAS95」では、純額情報と総額情報をあえて対比させようとして総額情報の重要性を述べている。このことから、「SFAS95」が「公開草案」以上にキャッシュ・フローの総額情報を重視する姿勢をより鮮明にしているといえることができる。

「SFAS95」におけるキャッシュ・フローの総額情報重視の姿勢は、営業活動によるキャッシュ・フローに関する記述について「公開草案」と対比させることによって、端的に現れてくるのである。「公開草案」では、単に「現金収支 (cash receipts and payments)」と表されていたものが、「SFAS95」では、「現金収支の総額 (gross cash receipts and gross cash payments)」と明示されていることからわかるだろう。次いで、営業活動によるキャッシュ・フローに関する記述を示してみる。

(1) 「公開草案」

「営業活動によるキャッシュ・フロー報告するにあたって、キャッシュ・フロー計算書は、主要な種類の営業活動からの現金収支、およびその差額、すなわち営業活動による正味キャッシュ・フローを表示すべきである」²⁸⁾

(2) 「SFAS95」

「営業活動によるキャッシュ・フローの報告について、各企業に対し、主要な種類別に現金収支の総額、および直接法によるその算術合計である営業活動による正味キャッシュ・フローを報告することが推奨 (encourage) される」²⁹⁾

直接法によるキャッシュ・フロー計算書が、期中における収入および支出の総額を種類別に示すのに対し、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、総額ではなく純額、すなわち、正味キャッシュ・フローである現金ストックの増減を表示することにすぎないことは、繰り返し述べてきた。したがって、キャッシュ・フローの総額情報を重視するということは、キャッシュ・フロー計算書の作成方法として直接法を適用することに通じる解釈できるだろう。このことは、「SFAS95」において、上述した引用文に示されているとおり、直接法を適用することを推奨しているのである。しかし、これはあくまでも推奨であって、直接法の適用を強制するものではない。「SFAS95」は、以下に示すように、直接法が選択されなかった場合においては、間接法によって報告することを要請している。

「主な営業上の現金収支について第27段落に示されたところの直接法を用いて情報を提供することを選択しない企業は、純利益を営業活動による正味キャッシュ・フローに修正することにより、同金額を間接的に決定し報告しなければならない」³⁰⁾

この直接法と間接法の適用問題に関しては、「公開草案」においては特に言及しないで各企業の自由意思に委ねている。このことは、「公開草

26) FASB 1986, par.7.

27) FASB 1987, par.11.

28) FASB 1986, par.15.

29) FASB 1987, par.27.

30) FASB 1987, par.28.

案」が直接法と間接法を代替的方法として位置付けていることを意味すると解釈できるだろう。これに対して「SFAS95」は、直接法と間接法に序列を付けて、第一に直接法の適用を要請していることに注意する必要があると思われる。

ここまでの検討で明らかのように、直接法と間接法は決して代替的な方法ではなく、直接法によるキャッシュ・フロー計算書が、貸借対照表や損益計算書にはないキャッシュ・フローの総額情報を提供する会計情報であるのに対し、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、新たな会計情報を提供しないのである。したがって、「SFAS95」が「推奨」しているものの、直接法の適用を第一に要請しているということは重要な意味を持つと思われる。また、直接法と間接法のいずれを適用するかという問題においては、キャッシュ・フローの総額情報に対する見方と密接に関連することについては既述した。そして、「SFAS95」においては、キャッシュ・フローの総額情報を極めて重視するという基本理念が、直接法の推奨という形態に現れていると解釈できるのである。

6. SFAS95 の内部矛盾

6-1. SFAS95 における要請内容

上述した引用文から明らかになったことは、「SFAS95」においては、①第11段落において、キャッシュ・フローの総額情報重視の姿勢をより鮮明にしている、②第27段落において、営業活動によるキャッシュ・フローの報告について直接法の適用を推奨している、③第28段落において、直接法が適用されない場合には間接法の適用を求める、というものであった。しかし、これ以降の段落において、異なった主張が展開されている。それは次のようなものである。

「第28段落で述べられた純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告は、営業活動による正味キャッシュ・フローの報告が直接法によるか間接法によるかに関わらず行われなければならない」³¹⁾

「仮に、営業活動による正味キャッシュ・フローの報告に関して直接法が用いられるならば、純利益の営業活動による正味キャッシュ・フロー

への修正報告は、別表においてなされなければならない。仮に、間接法が用いられるならば、その修正報告はキャッシュ・フロー計算書のなかにおいて、または別表においてなされるであろう。ただし別表が作成される場合においては、キャッシュ・フロー計算書には営業活動による正味キャッシュ・フローのみが表示される」³²⁾

これらの引用文から、「SFAS95」が直接法と間接法の適用に関していかなる要請をしているかについて整理してみるならば、次の通りとなる。そこでは、「SFAS95」は、以下に示す選択肢を提示し、いずれか一つを選択するよう企業に求めている。

- (1) 直接法で営業活動によるキャッシュ・フローの報告を行わなければならない。ただし、別表において純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告を行わなければならない。
- (2) キャッシュ・フロー計算書において、純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告を行わなければならない。
- (3) 営業活動による正味キャッシュ・フロー額のみをキャッシュ・フロー計算書に記載しなければならない。ただし、別表において、純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告を行わなければならない。

ここでいうところの「純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告」とは、間接法による報告にほかならないといえるのではないだろうか。つまり、その修正報告は、間接法によって作成されたキャッシュ・フロー計算書、あるいは、それに準ずる会計報告書によってなされるものである。したがって、(2)と(3)は、キャッシュ・フロー計算書の作成方法として間接法を適用するケースなのである。また、(1)は直接法を適用するものの、間接法によって作成された別表であるキャッシュ・フロー計算書に準ずる会計報告書をも同時に作成および開示するというケースなのである。したがって、上記したいずれのケースにおいても、間接法が適用されることになるだ

31) FASB 1987, par.29.

32) *ibid.*, par.30.

ろう。そのため、上記の引用文にしたがうならば、「SFAS95」は間接法の適用を義務づけ、直接法の適用については企業の自由意思に委ねていると解釈することができる。つまり、キャッシュ・フロー計算書の作成方法として、直接法ではなく間接法の適用を求めていると考えられるのである。

6-2. 明確化した内部矛盾

このことは、明らかに「SFAS95」に内部的な矛盾が存在するといわざるを得ないだろう。

「SFAS95」は、初めは直接法の適用を推奨していたにも関わらず、上記した引用文に示されているように間接法の適用を求めているのである。

一般的に会計基準においては選択適用等の事例にあるように、Regulation 自体に相反する内容を述べている場合もある。本稿において「内部矛盾」という言葉を使用する意図としては、第三の財務表としてキャッシュ・フロー計算書を、貸借対照表と損益計算書と同等に位置付けることの重要性および明瞭な論拠を考察するものであり、他の会計基準のその類とは異質のものと著者自信が解しているからである。

既述したように、貸借対照表や損益計算書にはない新たな会計情報、すなわち、その形態が現金であるところの資金フローの源泉面に関する情報を提供し得るのは、直接法によるキャッシュ・フロー計算書であり、間接法によるものではない。したがって、直接法ではなく間接法の適用を求めている「SFAS95」は、この選択に関し企業の自由意思に委ねている「公開草案」と比較して内容的に後退したものといわざるを得ないだろう。

一方、「SFAS95」に対しては、指摘した矛盾点が看過されたまま解されている状況にある。そのことに関して次のように提示してみたい。

「キャッシュ・フロー計算書の作成方法として、直接法のほかに間接法も認められ、両者の選択適用が述べられている。直接法と間接法は、それぞれ長短があるが、キャッシュ・フローの全体を開示するためには、直接法が優れていることはいままでもないだろう。したがって、キャッシュ・フロー情報の提供という点から、直接法と間接法の選択適用を認めているということは、

問題が残されているといわなければならない」³³⁾

この主張の解釈にある基本は、①直接法が間接法よりも優れた方法である、したがって、②直接法が適用されるべきであるということにあるだろう。しかし、「SFAS95」が、直接法と間接法の選択適用を認めているという解釈はでき得ないのではないだろうか。「SFAS95」は、直接法と間接法の選択適用は認めておらず、間接法を適用することを強制しているのである。したがって、そこに残された問題こそが、「SFAS95」に内在する内部矛盾であると考えられる。

このような「FAS95」における基本理念と実際の要請との間にある内部矛盾は、キャッシュ・フロー計算書のうち、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に表示される会計情報と投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローという他の二区分に表示される会計情報の性質の違いとしても現れてくるのである。

ここで注意しなければならないのは、指摘されている矛盾が単にキャッシュ・フローに関する報告形式の不統一から生じる矛盾だけにとどまらないことであるだろう。また、直接法および間接法は、営業活動からのキャッシュ・フローの区分だけでなく、キャッシュ・フロー計算書全体に関わるものであり、当然二つの区分にも関わるものである。そして、キャッシュ・フローの総額が報告されるためには、いずれの区分においても、直接法によって作成されなければならないのである³⁴⁾。したがって、キャッシュ・フローの総額を表示することが要請されている投資活動、および財務活動によるキャッシュ・フローの報告は、直接法に基づいてなされるはずなのである³⁵⁾。しかし、それにも関わらず「SFAS95」においては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分のみを特別扱いにして、間接法の適用を要請していると解釈できる。このことは、キャッシュ・フロー計算書全体の各区分に関する作成方法の不統一を意味することにつながるのではないだろうか。このように、「SFAS95」においては、きわめて重要な内部的

33) 高松 (1988), 14頁を参照。

34) 佐藤 (1988), 214頁を参照。

35) FASB 1987, par.31.

な矛盾をはらんだものとなっている。

6-3. 間接法によるキャッシュ・フロー計算書の有用性

「SFAS95」においては、キャッシュ・フロー計算書の作成目的として、大きく四つのもを掲げており、その一つとして、「純利益とそれに関連する現金収支との間の差異が生ずる原因を評価する³⁶⁾」という目的がある。この目的は、既述して明らかなように、間接法により作成されたキャッシュ・フロー計算書によって達成されるのである。「SFAS95」においても、間接法という単語を用いていないものの、この目的との関連において、「純利益と営業活動による正味キャッシュ・フローとの間の修正」に関する情報が提供されるべきである、と明示している³⁷⁾。このことは、「純利益と営業活動による正味キャッシュ・フローとの間の修正」に関する情報とは、間接法によって作成されたキャッシュ・フロー計算書に揭示される会計情報と考えられる。

以上述べてきたことに関しては、当然ながら、純利益と正味キャッシュ・フローとの差異に関する情報の有用性を否定することではない、ということを改めて述べておきたいと思う。つまり、このことは、「間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、他の会計報告書からは得られない新たな会計情報提供するものではない」ということなのである。純利益と正味キャッシュ・フローとの差異に関する情報は、それが有用な情報であったとしても、貸借対照表および損益計算書という既存の会計報告書から導出されることから、間接法による報告がなされない場合であっても、この目的は達成され得るだろう³⁸⁾。また、間接法によるキャッシュ・フロー計算書が開示されれば、会計情報の利用者にとってコストという視点から見れば、情報の入手および分析に要するコストは削

36) FASB 1987, par.5.

37) *ibid.*, par.6.

38) 間接法によるキャッシュ・フロー計算書が開示されるならば、会計情報の利用者は、情報分析のためのコストを相当程度節減できると思われる。その意味においては、間接法によるキャッシュ・フロー計算書に関しても、「無駄」なものとはいえないこととなる。しかし、会計情報利用者への便宜を図るという以上の意義を持つものとはあくまでもいえないと考える。

減でき、その意味においては、間接法によるキャッシュ・フロー計算書に関しても無駄なものとはいえないだろう。しかし、会計情報の利用者の便宜を図るという以上の意義を持つものではないと思われる。また、新たな会計情報を提供するという観点からは、SFAS95は無意味な報告を求めていると思わざるを得ないのである。

むすび

「SFAS95」においては、既述したようにキャッシュ・フロー計算書の作成方法を、直接法によるか間接法によるかについて作成者の判断に委ねるという選択適用ではなく、制度上において間接法を強いるのであれば、当該計算書の内部自体に作成基準の不統一が生じることに留意しなければならない。

また、キャッシュ・フロー計算書が第三の財務表として位置付けられるとするならば、会計測定のプロセスから検証したように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書だけが従来の財務諸表にない情報を提供するものである。本来代替的なものでない間接法によるキャッシュ・フロー計算書を財務表として認めるならば、既存の財務諸表の補完的な役割をするものに過ぎないことを認識しなければならない。

他方、実務社会においては、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の開示が一般的である現状を見つめるならば、その便益性を当該財務表の作成費用に照らし、その効用が直接法によるキャッシュ・フロー計算書が持つ開示情報以上のものであることを検証する必要があると考える。

参考文献一覧

【欧文】

[AAPT 2000] AAPT Limited, *Annual Report 2000*, pp.9-37.

[FASB 1976] Financial Accounting Standards Board "Scope and Implications of the conceptual Framework Project" Financial Accounting Standards Board, 1976.

([森川 1988] 森川八洲男監訳 小栗崇資・佐藤信彦・原陽一 共訳『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房, 1988.)

[FASB 1978] Financial Accounting Standards

- Board “*Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*” Financial Accounting Standards Board, 1978.
 ([平松・広瀬 1994] 平松一夫・広瀬義洲共訳『FASB 財務会計の諸概念 改定新版』中央経済社, 1994.)
- [FASB 1980a] Financial Accounting Standards Board “*Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*” Financial Accounting Standards Board, 1980.
 ([森川 1988] 前掲訳書, [平松・広瀬 1994] 前掲訳書.)
- [FASB 1980b] Financial Accounting Standards Board “*An analysis of Issues of Related to Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility, Discussion Memorandum*” Financial Accounting Standards Board, 1980.
- [FASB 1981] Financial Accounting Standards Board “*Reporting Income, Cash flows, and Financial Position of Business Enterprises, Exposure Draft*” Financial Accounting Standards Board, 1981.
- [FASB 1983] Financial Accounting Standards Board “*Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, Exposure Draft*” Financial Accounting Standards Board, 1983.
- [FASB 1984] Financial Accounting Standards Board “*Statement of Financial Accounting Concepts No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*” Financial Accounting Standards Board, 1984.
 ([平松・広瀬 1994] 前掲訳書.)
- [FASB 1985] Financial Accounting Standards Board “*Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements of Business Enterprises*” Financial Accounting Standards Board, 1985.
 ([平松・広瀬 1994] 前掲訳書.)
- [FASB 1986] Financial Accounting Standards Board “*Statement of Cash Flows, Exposure Draft*” Financial Accounting Standards Board, 1986.
- [FASB 1987] Financial Accounting Standards Board “*Statement of Financial Accounting Standards No. 95, Statement of Cash Flows*” Financial Accounting Standards Board, 1987.
- [FASB 1997] Financial Accounting Standards Board “*Statement of Financial Accounting Standards No. 131, Disclosures about Segment of an Enterprise and Related Information*” Financial Accounting Standards Board, 1997.
- [IAS 1992] International Accounting Standards Committee “*International Accounting Standard 7 (Revised 1992), Cash Flow Statements*” International Accounting Standards Committee, 1992.
- [IAS 1997] International Accounting Standards Committee “*International Accounting Standard IAS 14 (Revised 1997), Segment Reporting*” International Accounting Standards Committee, 1997.
- [IAS 1998] International Accounting Standards Committee, “*E62-Financial Instruments: Recognition & Measurement*” International Accounting Standards Committee, 1998 (Authorized as International Accounting Standard IAS 39 in 1998).
- 【和文】**
- [菊地 1998] 菊地誠一『連結経営におけるキャッシュ・フロー計算書』中央経済社, 1998.
- [佐藤靖 1988] 佐藤靖「現金フロー計算書に関する若干の考察—直接法と間接法—」, 名城大学商学会『名城商学』第37巻第4号, 1988, pp.197-218.
- [佐藤靖 1990] 佐藤靖「FASB 財務会計基準書第95号『現金フロー計算書』の批判的考察」, 名城大学商学会『名城商学』第40巻第1号, 1990, pp.166-192.
- [佐藤靖 1997] 佐藤靖「情報測定を用いた資金収支表分析—資金収支表の「役立ち」を探る—

- 試論-」『産業経理』Vol.57, No.1, 産業経理協会, 1997, pp.95-104.
- [佐藤靖 1998] 佐藤靖「財務諸表の一つとしてのキャッシュ・フロー計算書」『会計』第153巻第6号, 1998, pp.31-43.
- [佐藤靖 1999a] 佐藤靖「財務諸表の体系とキャッシュ・フロー計算書-会計測定プロセス再考-」, 青山学院大学経営学会『青山経営論集』第33巻第4号, 1999, pp.49-75.
- [佐藤靖 1999b] 佐藤靖「キャッシュ・フロー情報の特徴と限界」『会計』第156巻第2号, 1999, pp.30-42.
- [佐藤靖 2000] 佐藤靖・佐藤清和『キャッシュ・フロー情報』同文館, 2000.
- [佐藤倫正 1986] 佐藤倫正「T. A. Lee: Cash Flow Accounting に関する覚え書き」, 岡山大学経済学会『経済学会雑誌』第18巻第3号, 1986, pp.79-104.
- [佐藤倫正 1993] 佐藤倫正『資金会計論』白桃書房, 1993.
- [佐藤倫正 1996] 佐藤倫正「基本財務諸表としての現金収支計算書」『企業会計』Vol.48, No.10, 中央経済社, 1996, pp.24-29.
- [佐藤倫正 1998] 佐藤倫正「キャッシュ・フロー計算書とは何か」『企業会計』第50巻第10号, 1998, pp.38-44.
- [佐藤倫正 2000] 佐藤倫正「連結キャッシュ・フロー計算書」『企業会計』Vol.52, No.1, 中央経済社, 2000, pp.38-44.
- [杉本 1984] 杉本典之「企業会計の基本的構造への記号論的接近-意味論的考察の緊要性-」『会計』第126巻第5号, 1984.
- [杉本・洪 1995] 杉本典之・洪慈乙「キャッシュ・フロー計算書の役割」『企業会計』Vol.47, No.7, 中央経済社, 1995, pp.71-78.
- [高松 1988] 高松和男「キャッシュ・フロー計算書の意味と構造-FASB ステートメント第九十五号を中心として-」『会計』第134巻第2号, 1988, pp.1-15

(2004年1月8日受付)
(2004年2月6日受理)